

一般社団法人日本医療法人協会 京都支部規則

第1条 本支部は、一般社団法人日本医療法人協会定款（以下「協会定款」という。）

第3条（組織）の規定に基づき設置する。

第2条 本支部は、一般社団法人日本医療法人協会京都支部と称する。

第3条 本支部は、事務所を京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON 烏丸8階に置く。

第4条 本支部は、協会定款施行細則（以下「施行細則」という。）第5条（業務範囲）の規定等に基づき次の支部業務を行う。

- (1) 協会定款第7条（入会）第1項、同第9条（届出の変更）、同第11条（退会）並びに同第5条（事業）第9号の規定に基づく日本医療法人協会会長表彰規定第6条（推薦）、同第8条（通知）に定める支部経由業務
- (2) 施行細則第13条（入会金等の徴収方法）第2項に定める日本医療法人協会（以下「協会」という。）への納入及び同第14条（会費等滞納に対する取扱）に定める会費等未納会員に対する督促業務
- (3) 協会定款第12条（除名）又は施行細則第15条（戒告）に係る事故報告及び意見具申に関する業務
- (4) 協会定款第20条（代議員及び予備代議員）第2項に基づき施行細則第20条（選出方法）に定める代議員及び予備代議員の選出並びに同第23条（選出代議員等の報告）に定める報告業務
- (5) 施行規則第1条（支部の名称、事務所の設置およびブロックの構成）第5項に定める支部長の異動報告業務
- (6) 施行細則第2条（支部規則）に定める規則の制定及び改廃に関する承認申請業務
- (7) 施行細則第6条（正会員名簿の調整）に定める正会員名簿調整及び報告業務
- (8) 協会慶弔規定第4条（報告）に定める報告業務
- (9) 協会及び他支部との連絡調整、共同行為に関する業務並びに協会から委託を受けた業務
- (10) 参考図書等の斡旋、販売業務
- (11) 協会福祉事業の一環である生命保険、損害保険（賠償責任保険等）の紹介、推進に関する業務
- (12) 日本医療法人連盟に関する業務

(13)その他必要な事項に関する業務

第5条 施行細則第4条（支部長）第1項の規定に基づき、本支部に支部長、副支部長及びその他の役員を置くほか、事務を処理するための非常勤の職員を置き、支部長が任免する。

2 支部長は、支部会員の互選により選出する。副支部長及びその他の役員は、支部長が任免する。欠員が生じたときも同様とする。

第6条 支部長は協会長の指示を受けて、その業務を行う。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。

第7条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第8条 役員は無給とする。

2 役員に対する費用弁償は、協会が行うことができる。

第9条 本支部の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

(1)協会からの補助金及び交付金

(2)その他の収入

2 年度末において剰余金が生じたときは、その全部若しくは一部を翌年度に繰越しするか又は積立金として積立てるものとする。

3 本支部の収入及び支出状況報告書は支部長が作成し、その会計年度終了後1か月以内に協会長に提出しなければならない。

4 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条 この規則は、施行細則第2条（支部規則）に規定に基づき協会理事会の承認を受けなければならない。改廃のときも同様とする。

第11条 本支部は、協会理事会の議決を経、協会長の承認を得て解散する。

2 解散のときに有する残余財産は、協会に寄附するものとする。

第12条 この規則に定めのない事項については、支部長が協会長と協議しこれを定める。

附 則 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 2 この規則は、平成 22 年 8 月 9 日より一部改正の上施行する。

第 3 条「京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 9」→「京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 6 2 0 番地 COCON 烏丸 8 階」

附 則 3 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日より一部改正の上施行する。

規則名・第 1 条「社団法人日本医療法人協会」→「一般社団法人日本医療法人協会」

第 2 条「社団法人日本医療法人協会京都支部」→「一般社団法人日本医療法人協会京都支部」